

会計年度任用職員 勤務した日数が不足した場合の退職日（例）

令和6年 9月

	日	曜日		出勤時間	退勤時間	備考
	1	日				
①	2	月	㊟	8:30	17:15	
②	3	火	㊟	8:30	17:15	
③	4	水	㊟	8:30	15:15	年休（2時間）
④	5	木				年休
	6	金				欠勤
	7	土				
	8	日				
⑤	9	月	㊟	8:30	17:15	
	10	火	㊟	11:30	17:15	欠勤（3時間）
⑥	11	水				病気休暇
⑦	12	木	㊟	8:30	17:15	
⑧	13	金	㊟	8:30	17:15	
	14	土				
	15	日				

	日	曜日		出勤時間	退勤時間	備考
	16	月				祝日
	17	火				欠勤
⑨	18	水	㊟	8:30	17:15	
⑩	19	木	㊟	8:30	17:15	
⑪	20	金	㊟	8:30	17:15	
	21	土	㊟	8:30	15:15	
	22	日				
	23	月				祝日
⑫	24	火	㊟	8:30	17:15	
⑬	25	水	㊟	8:30	17:15	
⑭	26	木	㊟	8:30	17:15	
	27	金				欠勤
	28	土				
	29	日				
⑮	30	月	㊟	8:30	17:15	

※職員みなし日数

1月の勤務した日数が

①18日 又は

②週休日及び休日を除いた1月間の勤務日数が20日未満の場合

$$18日 - (20日 - 1月間の勤務日数)$$

※退職日

その月の勤務した日数が職員みなし日数に満たないと客観的に明らかとなった日（その月の残り日数（土日祝日を含む）のすべてを勤務したとしても、その月の勤務した日数が職員みなし日数に満たないと明らかになった日）

●上記例の場合

1 1月の勤務日数（土日祝日を除く）：19日

20日に満たないため、18日-（20日-19日）=17日以上勤務していれば「18日勤務した月」と同様に取り扱う。（職員みなし日数）

2 勤務した日数の数え方

(1) 勤務した日数に含めない日

①週休日及び休日：11日 ②欠勤：4日

③21日（土）は勤務時間が7時間45分に満たないため、勤務した日数に含めない。

(2) 勤務した日数に含めるもの

年休、休職、育児休業、病気休暇等。無給であっても休暇と扱われるもの。

3 勤務した日数：15日

4 退職日：9月28日

（9月28日を勤務しなかったことにより、残り日数（9月29日及び30日）を勤務したとしてもその月の勤務した日数が職員みなし日数に満たないことが明らかとなった。）